

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一五号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、特殊法人等の出版物の納入義務に関する規定の整備

1 株式会社日本政策金融公庫が設立されることに伴い、同公庫に出版物の納入義務を課すとともに、国際協力銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

2 商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫に転換することに伴う所要の規定の整理を行う。

3 日本政策投資銀行が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

4 地方公営企業等金融機構が設立されることに伴い、同機構に出版物の納入義務を課すとともに、公営企業金融公庫が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

5 日本年金機構が設立されることに伴い、同機構に出版物の納入義務を課す。

二、施行期日

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、地方公営企業等金融機構に係る部分は公布の日から、日本年金機構に係る部分は日本年金機構法の施行の日から施行する。